

市からの連絡帳

10月は、市・都民税普通徴収第3期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎042-460-9831

届け出・税・年金 市税の休日納付相談窓口

時/場 10月16日(土)・17日(日)午前9時～午後4時/納税課(田無庁舎4階)
内 市税の納付・相談、納付書の再発行など
▶納税課 ☎042-460-9832

家屋調査(新築・増築・改築分)にご協力を

下記の期間中に新築・増築などを行った家屋は、令和4年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

対 令和3年1月2日～令和4年1月1日に新築・増築などを行った家屋

調査内容

家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査します。

※職員は事前の検温、マスク着用などを行い、徴税吏員証などを携帯して伺います。

調査日時

家屋の所有者に事前に書面でお知らせします。書面が届きましたら、資産税課へご連絡ください。

▶資産税課 ☎042-460-9830

認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を全て満たす住宅の固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●令和3年1月2日～令和4年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和4年1月31日(月)までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

減額範囲 居住部分の床面積120㎡まで

減額期間

| 住宅の種類 | 減額期間 |
|------------------------|------------------|
| 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅 | 新たに課税される年度から7年度分 |
| 上記以外の住宅 | 新たに課税される年度から5年度分 |

必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

市職員による家屋調査の際に、認定長期優良住宅であることをお申し出ください。

▶資産税課 ☎042-460-9830

国民年金第3号被保険者からの種別変更手続きを忘れずに

第3号被保険者とは、厚生年金加入者(原則65歳未満)に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)のことです。

次の①～③に該当する方は、第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。

- ①厚生年金に加入している配偶者が退職などにより厚生年金を脱退した方
- ②厚生年金に加入している配偶者の扶養から外れた方
- ③厚生年金に加入している配偶者が65歳(保険料を納めた期間などが120月以上)になった方

必要書類

- ①…●退職日が分かるものまたは資格喪失証明書 ●年金手帳(2人分)
- ②…●資格喪失証明書 ●年金手帳(2人分)
- ③…●年金手帳(2人分)

※いずれも、申請者の本人確認ができる書類(運転免許証など)が必要です。

手続きが遅れると、将来受け取る年金額が減額されたり、障害基礎年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、ご注意ください。

場 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎042-460-9825

保険

国民健康保険被保険者証の更新

10月1日(金)から利用できる保険証を、簡易書留で世帯主宛てに送付しました。

不在のため受け取れず、郵便物お預かりのお知らせをお持ちの方は、保険年金課(田無庁舎2階)でお受け取りください。

持 郵便物お預かりのお知らせ・本人確認書類(運転免許証・パスポート・旧保険証など)

※田無庁舎に来庁できない場合はご相談ください。

▶保険年金課 ☎042-460-9822

福祉・教育

庁舎窓口に手話通訳者を配置

両庁舎でのお手続き・相談などで必要な場合にご利用ください。

手話通訳者配置日 午後1時～5時

| 防災・保谷保健福祉総合センター | 田無庁舎 |
|-----------------|-----------|
| 10月6日(水) | 10月15日(金) |
| 11月10日(水) | 11月19日(金) |

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。

▶障害福祉課 ☎042-420-2804
FAX 042-466-9666

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、高校や大学などの受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。

受講料貸付限度額 中学3年生・高校3年生など20万円

受験料貸付限度額 ●中学3年生など2万7,400円 ●高校3年生など8万円

- 在** 在住世帯の生計の中心者 ※貸付には条件があります。
- 窓** 窓口開設日(西東京市社会福祉協議会)
 - 10月のみ：(月)・(水)・(金)
 - 11月～翌年3月：(月)～(金)
 - ※(祝)・(休)を除く
- 開** 開所時間 午前8時30分～午後5時 ※詳細は ☎ にお問い合わせください。
- 問** 西東京市社会福祉協議会 ☎042-497-5073
▶地域共生課 ☎042-420-2808

学校選択制度の申し立て受付

令和4年4月に市内の通常学級に入学する新小・中学1年生を対象とした住所地の就学校とは異なる学校への入学希望を申し立てることができる制度です。ご希望の方は申し立てを行ってください。※募集枠のない学校への申し立てはできません。

※詳細は市 ☎ をご覧ください。

申し立て受付

時/場

- 10月1日(金)～29日(金)/学務課(田無第二庁舎3階)
- 10月20日(水)～22日(金)/保谷東分庁舎
- ※郵送での受付不可
- ※申立書は受付窓口で記入
- ▶学務課 ☎042-420-2824

暮らし

はなバスで障害者手帳アプリが使用できるようになります

10月1日(金)から、全ルートで、障害者手帳の原本または障害者手帳アプリ「ミライロID」の写真ページを、はなバス乗車時にご提示いただくことで、乗車運賃100円をご利用できるようになります。

▶交通課 ☎042-439-4435

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。

時/場

- ①10月6日(水)午後2時～5時/保谷東分庁舎
- ②10月16日(土)午前9時30分～午後0時30分/田無庁舎地下1階

対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅 ※原則、昭和56年5月31日以前の建築

定 8人(申込順) ※1人35分程度

申 ①10月1日(金) ②10月13日(水)までに電話で下記へ

相談員

- ①(一社)東京都建築士事務所協会
- ②住みよい町をつくる会
- ▶住宅課 ☎042-438-4052

カーポートや物置の設置工事は確認申請が必要です

カーポートや物置(建築物と見なさない小規模なものを除く)などは、建築基準法に基づいて計画や工事をする必要があります。

手続違反(建築基準法第6条)や建ぺい率(建築基準法第53条)を超過した場合は、「違反建築物」となり撤去が必要な場合もあります。簡易的な工事でも、自己判断せずに下記までご相談ください。

▶建築指導課 ☎042-438-4019

あなたの建物、違反建築になっていませんか? 10月15日～21日違反建築防止週間

新築時は適法でも、その後の改修や用途の変更により違反になってしまう場合があります。建築確認が不要でも法の基準は守らなくてはなりません。

改修などの際には、事前に建築士や建築指導課へ相談しましょう。

▶建築指導課 ☎042-438-4019

私道補修工事(舗装)の申請が変わります

市で実施する私道(個人で所有・管理している道路)の補修工事(舗装)について、申請方法を変更します。これまで、アスファルト舗装に破損がある場合、路線全体での申請でしたが、10月1日(金)からは、破損箇所ごとに申請をすることができるようになります。ただし、砂利道からアスファルト舗装への変更は、今までと同様に路線全体での申請となります。

いずれも、事前の相談・審査が必要となりますので、詳細は市 ☎ をご覧ください。

▶道路課 ☎042-438-4054



募集

納税通知書送付用封筒への広告掲載

令和4年度に使用する個人市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書送付用封筒に有料広告の掲載を希望する事業主を募集します。

広告の対象者 個人市・都民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税の納税義務者

使用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

印刷枚数 13万1,000枚(予定)

募集期間 10月1日(金)～11月1日(月) ※掲載料・掲載基準など詳細は、募集要項・市 ☎ をご覧ください。

▶市民税課 ☎042-460-9826

家賃の支払いが困難な方へ 住居確保給付金の再支給申請期限の延長

申請期限: 11月30日(火)まで

在住で、就労意欲があり、新型コロナウイルスの影響で収入減少・離職などにより住まいをなくした方またはそのおそれのある方に、賃貸住宅の家賃(管理費・共益費等を含まない)として住居確保給付金(原則3カ月)を支給(代理納付)しています。収入や預貯金額などの要件があります。申請方法や詳細は市 ☎ をご覧ください。

受給が終了した方の再支給の申請について

国の制度改正により、いったん受給が終了した方でも、要件を満たしている場合、再支給の申請が可能となります。再支給期間は、3カ月です。※本特例による再支給は1度限りです。

再支給の申請期限 11月30日(火)まで

▶生活サポート相談窓口 ☎042-420-2809
▶地域共生課 ☎042-420-2808